

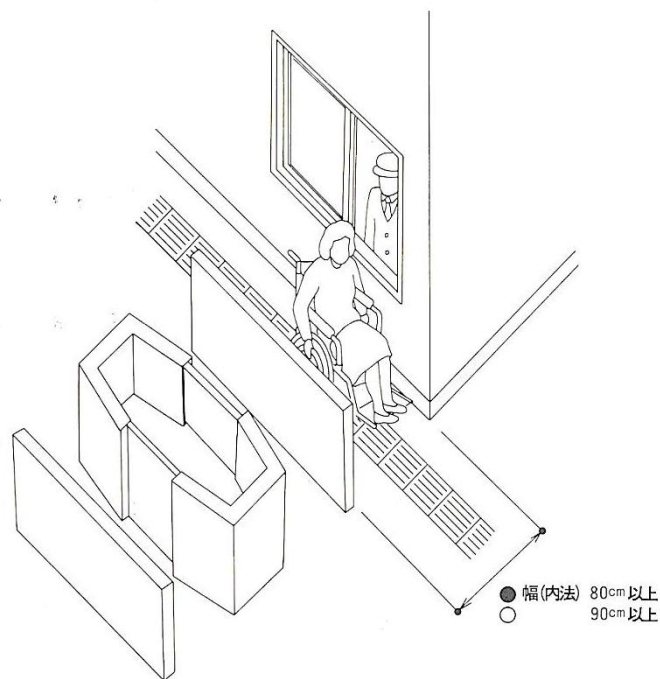
(9) 改札口

特定施設整備基準	目標となる基準
改札口（公共の交通機関の施設における改札口をいう。）のうち1以上は、(1)の(ア)及び(ウ)に定める構造に準じたものとする。	改札口（公共の交通機関の施設における改札口をいう。）は、(1)のイの(ア)及び規則別表第2の1の(1)の(ウ)に定める構造に準じたものとする。ただし、当該構造の改札口に近接した位置に設けられる改札口については、この限りでない。

基準解説

改札口の構造	<p>駅等における改札口のうち1以上は、車いす使用者が通過できる構造とすることを求めている。構造については、(1) [出入口の基準]のうち幅及び段差に関する基準を準用している。</p> <p>目標となる基準では、改札口の幅は車いすで通過しやすい寸法として90センチメートル以上としている。</p>	図-36
--------	--	------

改札口の構造 図-36



●特定施設整備基準

○目標となる基準